

顧問医に関する契約書（案）

独立行政法人国際協力機構横浜センター 契約担当役 大野裕枝（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）は、下記条項のとおり契約を締結する。

（総則）

第 1 条 甲、乙両当事者は、互いに協力し、信義を守り、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（目的）

第 2 条 甲は、乙に対し独立行政法人国際協力機構横浜センターが受け入れた研修員の顧問医を委嘱する。

（業務の内容）

第 3 条 乙は顧問医として、研修員の健康相談に対するカウンセリング、研修員の健康診断結果に対する指導助言、研修員の健康に関する緊急事態への指示及び指導、健康相談室の資機材及び消耗品整備に関する指導並びに助言、その他研修員の健康管理に関する一般助言を行う。

（勤務日及び勤務時間）

第 4 条 乙の横浜センターにおける勤務日数は月間 1 カ日とする。ただし、研修繁忙期の勤務日数については、乙の了解が得られる場合は 2 カ日とする。

（2）毎月の勤務日は、甲乙協議の上、指定した日とする。

（3）勤務時間は 18 時 30 分から 19 時 30 分までとする。

なお、勤務日以外に必要となる第 3 条の業務については、看護師資格を有する者が架電または訪問の形態にて乙の指示、指導及び助言を受けることとする。

（報酬）

第 5 条 甲が乙に委嘱する業務の実施に係る報酬の額は、月●●●円とする。

（報酬の支払い）

第 6 条 甲は第 5 条の報酬について、当月分を翌月の末日までに支払うものとする。

(契約期間)

第 7 条 契約期間は、2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日までとする。

(便宜供与)

第 8 条 甲は、乙が委嘱された業務を実施するうえで必要とする甲の施設、備品、機材等は無償で乙に提供もしくは貸与するものとする。乙は第 4 条の横浜センターにおける勤務日の勤務時間においては、提供もしくは貸与を受けた施設、備品、機材等について善良な管理者の注意義務をもってこれを使用し、管理しなければならない。

(報告内容)

第 9 条 乙は甲に対し、第 3 条に定める委嘱業務に関し、毎回報告をする。

(秘密の保持)

第 10 条 乙は業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(契約外の事項)

第 11 条 この契約に定めのない事項、またはこの契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議をしてこれを定めるものとする。

この契約を証するため、契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

2026 年 4 月 1 日

甲 神奈川県横浜市中区新港 2 丁目 3 番 1 号
独立行政法人国際協力機構
横浜センター
契約担当役 大野 裕枝

乙